

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-B-18-0011_改1
提出年月日	2021年10月29日

VI-1-10-9 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画
非常用電源設備

O 2 ③ VI-1-10-9 R 2

2021年10月

東北電力株式会社

1. 概要

本資料は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づく設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

女川原子力発電所第2号機における設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の相互関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の相互関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に基づき実施した、女川原子力発電所第2号機における設計の実績、工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-1により示す。

また、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-9により示す。

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

各段階		プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類
			◎：主担当	○：関連	本店	発電所	供給者	
VI-1-10-9 R 2 ③ O 2 設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	◎	—	—	・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・技術基準規則	—	—
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	◎	—	—	・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・安全審査指針 ・技術基準規則 ・旧技術基準規則	・様式-2	・工事計画認可申請に係る品証様式 および基本設計方針の個別レビューや要領「品証様式のチェックシート」
	3.3.3 (1)	基本設計方針の作成（設計1）	◎	—	—	・様式-2 ・技術基準規則	・様式-3 ・様式-4	・工事計画認可申請に係る品証様式 および基本設計方針の個別レビューや要領「品証様式のチェックシート」
						・様式-2 ・様式-4 ・実用炉規則別表第二 ・技術基準規則	・様式-5	
						・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・技術基準規則	・様式-6 ・様式-7	
						・基本設計方針	・様式-5	
						・様式-2 ・様式-5 ・基本設計方針	・様式-8の「設工認設計結果（要目表／設計方針）」欄	—
	3.3.3 (2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	◎	—	—	「原子炉冷却系統施設」参照	「原子炉冷却系統施設」参照	「原子炉冷却系統施設」参照
		1. 共通的に適用される設計	「原子炉冷却系統施設」参照			「原子炉冷却系統施設」参照	「原子炉冷却系統施設」参照	「原子炉冷却系統施設」参照
		2. 非常用電源設備の設計						
		2.1 非常用発電装置						
		2.1.1 ディーゼル発電機	◎	—	—	・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 ・既工認	・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・単線結線図 ・非常用電源設備に係る系統図 ・構造図	—

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類
		◎：主担当	○：関連	本店	発電所	供給者	
	2.1.2 ガスタービン発電機	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 ・業務報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・単線結線図 ・非常用電源設備に係る系統図 ・構造図 	・仕様書
	2.1.3 電源車	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・単線結線図 ・非常用電源設備に係る系統図 ・構造図 	—
	2.1.4 電源車（緊急時対策所用）	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・単線結線図 ・非常用電源設備に係る系統図 ・構造図 	—
	2.1.5 可搬型窒素ガス供給装置発電設備	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 ・業務報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・非常用電源設備に係る系統図 ・構造図 	・仕様書

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類	
		◎：主担当	○：関連	本店				
O 2 ③ VI-1-10-9 R 2	2.2 電力貯蔵装置	2.2.1 125V蓄電池	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可申時の設計資料 ・業務報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・単線結線図 ・構造図 	・仕様書
O 2 ③ VI-1-10-9 R 2	2.2.2 125V代替蓄電池	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 ・業務報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・単線結線図 ・構造図 	・仕様書	
O 2 ③ VI-1-10-9 R 2	2.2.3 250V蓄電池	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 ・業務報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・単線結線図 ・構造図 	・仕様書	
O 2 ③ VI-1-10-9 R 2	2.2.4 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針 ・設備図書 ・主蒸気逃がし安全弁用電磁弁の所要負荷 ・業務報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・単線結線図 ・構造図 	・仕様書	
O 2 ③ VI-1-10-9 R 2	2.3 無停電電源装置	2.3.1 無停電交流電源用静止形無停電電源装置	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針 ・設備図書 ・業務報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・要目表 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・単線結線図 ・構造図 	・仕様書
O 2 ③ VI-1-10-9 R 2	2.3.2 125V代替充電器	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 ・業務報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針機器 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・単線結線図 	・仕様書	

O 2 VI-1-10-9 R 2 ③

各段階		プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2		組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類
				◎：主担当	○：関連	本店	発電所	供給者	
		2.3.3 250V充電器	◎	—	○	・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 ・業務報告書	・基本設計方針機器 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・単線結線図	・仕様書	
		2.4 燃料設備							
		2.4.1 軽油タンク							
		(1) 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認	◎	—	—	・様式-2 ・様式-5 ・基本設計方針 ・設置変更許可申請書	・機能単位の系統図 ・設定根拠の「(概要)」部分	—	
		(2) 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 ① 燃料設備 ・軽油タンク	◎	—	○	・機能単位の系統図 ・設定根拠の「(概要)」部分 ・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 ・業務報告書	・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・構造図	・仕様書	
		(3) 機能を兼用する機器を含む非常用電源設備の系統図に関する取りまとめ	◎	—	—	・様式-2 ・様式-5 ・機能単位の系統図	・非常用電源設備に係る系統図	—	
		2.4.2 緊急時対策所軽油タンク	◎	—	○	・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 ・業務報告書	・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・非常用電源設備に係る系統図 ・構造図	・仕様書	
		2.4.3 燃料移送ポンプ	◎	—	○	・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料 ・業務報告書	・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 ・非常用電源設備に係る系統図 ・構造図	・仕様書	
		2.4.4 タンクローリ	◎	—	—	・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可時の設計資料	・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面	—	

③ VI-1-10-9 R 2

○ 2

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類	
		◎：主担当	○：関連	本店	発電所	供給者		
工事及び検査	VI-1-10-9 R 2							

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	「7・3 設計開発」の適用有無	品質マネジメントシステム計画	保安規定	「7・4 調達」の適用有無	品質マネジメントシステム計画	保安規定	備考
その他発電用原子炉の附属施設	常用電源設備との切換方法	—*	—*	—*	—*	常用電源設備との切換方法(非常用ディーゼル発電設備)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
						常用電源設備との切換方法(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
						常用電源設備との切換方法(ガスタービン発電設備)	I	○	○			
						常用電源設備との切換方法(可搬型代替交流電源設備)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。		
						常用電源設備との切換方法(可搬型代替直流電源設備)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。		
						常用電源設備との切換方法(緊急時対策所ディーゼル発電設備)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。		
	非常用電源設備	—*	—*	内燃機関	機関並びに過給機	非常用ディーゼル機関	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
					調速装置及び非常調速装置	調速装置	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
					内燃機関に附属する冷却水設備	非常調速装置	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
					内燃機関に附属する空気圧縮設備(空気だめ)	機関付清水ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
非常用ディーゼル発電設備	非常用ディーゼル発電装置	—*	—*	内燃機関	内燃機関に附属する空気圧縮設備(空気だめ)	空気だめ(自動)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
					内燃機関に附属する空気圧縮設備(空気だめ)	空気だめ(手動)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
					内燃機関に附属する空気圧縮設備(空気だめの安全弁)	R43-F318A, B(非常用ディーゼル発電設備(A), (B)空気だめ(自動)安全弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
					内燃機関に附属する空気圧縮設備(空気だめの安全弁)	R43-F319A, B(非常用ディーゼル発電設備(A), (B)空気だめ(手動)安全弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
					燃料ディタンク又はサービスタンク	燃料ディタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				燃料設備	ポンプ	燃料移送ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
					容器	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク	I	○	○			
					主配管	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク～燃料移送ポンプ入口配管分岐点	I	○	○			
						燃料移送ポンプ入口配管分岐点～燃料移送ポンプ	I	○	○			
						燃料移送ポンプ～燃料ディタンク	I	○	○			

発電用原子炉施設の種類		設備区分		系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 「7.3 品質マネジメントシステム計画開発」の適用有無	保安規定 「7.4 品質マネジメントシステム計画調達」の適用有無	備考						
その他発電用原子炉の附属施設		非常用電源設備		—*	発電機	発電機	非常用ディーゼル発電機									
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備						励磁装置	励磁装置									
高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備						保護継電装置	保護継電装置									
高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備						原動機との連結方法	原動機との連結方法(非常用ディーゼル発電設備)									
非常用発電装置		—*	内燃機関			機関並びに過給機	高压炉心スプレイ系ディーゼル機関									
ガスタービン発電設備						調速装置及び非常調速装置	調速装置									
ガスタービン発電設備						非常調速装置	非常調速装置									
ガスタービン発電設備						内燃機関に附属する冷却水設備	機関付清水ポンプ									
ガスタービン発電設備						内燃機関に附属する空気圧縮設備(空気だめ)	空気だめ(自動)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。								
ガスタービン発電設備						空気だめ(手動)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
ガスタービン発電設備						内燃機関に附属する空気圧縮設備(空気だめの安全弁)	R44-F318(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備空気だめ(自動)安全弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。								
ガスタービン発電設備						R44-F319(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備空気だめ(手動)安全弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
ガスタービン発電設備						燃料ディタンク又はサービスタンク	燃料ディタンク									
ガスタービン発電設備		燃料設備	主配管			ポンプ	燃料移送ポンプ									
ガスタービン発電設備						容器	高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク	I	○	○						
ガスタービン発電設備						高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点	I	○	○							
ガスタービン発電設備						高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点～燃料移送ポンプ	I	○	○							
ガスタービン発電設備						燃料移送ポンプ～燃料ディタンク	I	○	○							
ガスタービン発電設備		発電機	ガスタービン			発電機	高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機									
ガスタービン発電設備						励磁装置	励磁装置									
ガスタービン発電設備						保護継電装置	保護継電装置									
ガスタービン発電設備						原動機との連結方法	原動機との連結方法(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備)									

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 「7.3 品質マネジメントシステム計画 設計開発」の適用有無	保安規定 「7.4 品質マネジメントシステム計画 調達」の適用有無	備考
その他発電用原子炉の附属施設	ガスタービン発電設備	—*	燃料設備	ポンプ	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	I	○	○
				容器	ガスタービン発電設備軽油タンク	I	○	○
					ガスタービン発電設備燃料小出槽	I	○	○
					非常用ディーゼル発電設備軽油タンク	I	○	○
					高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク	I	○	○
				主配管	タンクローリ	—	○	—
					ガスタービン発電設備軽油タンク給油口～ガスタービン発電設備軽油タンク	I	○	○
					ガスタービン発電設備軽油タンク～ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点	I	○	○
					ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点～ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	I	○	○
					ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ～ガスタービン発電設備燃料小出槽	I	○	○
					非常用ディーゼル発電設備軽油タンク～燃料移送ポンプ入口配管分岐点	I	○	○
					燃料移送ポンプ入口配管分岐点～非常用ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点	I	○	○
					高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					軽油払出用ホース(外径 63mm : 2m)	—	○	—
			発電機	発電機	ガスタービン発電機	I	○	○
				励磁装置	ガスタービン発電機励磁装置	I	○	○
				保護継電装置	ガスタービン発電機保護継電装置	I	○	○
				原動機との連結方法	原動機との連結方法(ガスタービン発電設備)	I	○	○
	非常用発電装置	—*	内燃機関	機関並びに過給機	電源車(内燃機関)	—	○	—
				調速装置及び非常調速装置	電源車(調速装置)	—	○	—
					電源車(非常調速装置)	—	○	—
				内燃機関に附属する冷却水設備	電源車(冷却水ポンプ)	—	○	—
	可搬型代替交流電源設備	—*		燃料ディタンク又はサビスタンク	電源車(燃料タンク)	—	○	—

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 「7.3 品質マネジメントシステム計画開発」の適用有無	保安規定 「7.4 品質マネジメントシステム計画調達」の適用有無	備考	
その他発電用原子炉の附属施設	非常用発電装置	—*	燃料設備	容器	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク	I	○	○	
					高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク	I	○	○	
					ガスタービン発電設備軽油タンク	I	○	○	
					タンクローリ	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
				主配管	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク～燃料移送ポンプ入口配管分岐点	I	○	○	
					燃料移送ポンプ入口配管分岐点～非常用ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク～高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点～高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	I	○	○	
					高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点～高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					ガスタービン発電設備軽油タンク～ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点	I	○	○	
					ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点～ガスタービン発電設備軽油タンク払出口	I	○	○	
軽油払出用ホース(外径 63mm : 2m)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。					
給油用ホース(Φ 25 : 50m)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。					
発電機	発電機	電源車(発電機)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。			
	励磁装置	電源車(励磁装置)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。			
	保護継電装置	電源車(保護継電装置)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。			
	原動機との連絡方法	原動機との連絡方法(可搬型代替交流電源設備)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。			
可搬型代替直流電源設備	内燃機関	機関並びに過給機	電源車(内燃機関)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。		
			電源車(調速装置)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。		
		調速装置及び非常調速装置	電源車(非常調速装置)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。		
			内燃機関に附属する冷却水設備	電源車(冷却水ポンプ)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。	
			燃料ディータンク又はサービスタンク	電源車(燃料タンク)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。	

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 「7.3 品質マネジメントシステム計画 設計開発」の適用有無	保安規定 「7.4 品質マネジメントシステム計画 調達」の適用有無	備考
その他発電用原子炉の附属施設	非常用発電装置	可搬型代替直流電源設備	燃料設備	容器	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク	I	○	○
					高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク	I	○	○
					ガスタービン発電設備軽油タンク	I	○	○
					タンクローリ	—	○	—
				主配管	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク～燃料移送ポンプ入口配管分岐点	I	○	○
					燃料移送ポンプ入口配管分岐点～非常用ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	I	○	○
					高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				発電機	ガスタービン発電設備軽油タンク～ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点	I	○	○
					ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点～ガスタービン発電設備軽油タンク払出口	I	○	○
					軽油払出用ホース(外径 63mm : 2m)	—	○	—
					給油用ホース(Φ 25 : 50m)	—	○	—
				発電機	電源車(発電機)	—	○	—
				励磁装置	電源車(励磁装置)	—	○	—
				保護継電装置	電源車(保護継電装置)	—	○	—
				原動機との連結方法	原動機との連結方法(可搬型代替直流電源設備)	—	○	—

発電用原子炉施設の種類		設備区分		系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 「7.3 品質マネジメントシステム計画開発」の適用有無	保安規定 「7.4 品質マネジメントシステム計画調達」の適用有無	備考
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	緊急時対策所ディーゼル発電設備	—*	内燃機関	機関並びに過給機	電源車(緊急時対策所用)(内燃機関)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
					調速装置及び非常調速装置	電源車(緊急時対策所用)(調速装置)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
					内燃機関に附属する冷却水設備	電源車(緊急時対策所用)(冷却水ポンプ)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
					燃料ディタンク又はサービスタンク	電源車(緊急時対策所用)(燃料タンク)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
				燃料設備	容器	緊急時対策所軽油タンク	I	○	○	
					主配管	緊急時対策所軽油タンク～給油口	I	○	○	
					給油用ホース(20A : 7m)		—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
			発電機	発電機	電源車(緊急時対策所用)(発電機)		—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
				励磁装置	電源車(緊急時対策所用)(励磁装置)		—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
				保護継電装置	電源車(緊急時対策所用)(保護継電装置)		—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
				原動機との連結方法	原動機との連結方法(緊急時対策所ディーゼル発電設備)		—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
		可搬型窒素ガス供給装置発電設備	—*	内燃機関	機関並びに過給機	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)	I	○	○	
					調速装置及び非常調速装置	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(調速装置)	I	○	○	
					内燃機関に附属する冷却水設備	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(非常調速装置)	I	○	○	
					燃料ディタンク又はサービスタンク	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(冷却水ポンプ)	I	○	○	
					燃料ディタンク又はサービスタンク	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(燃料タンク)	I	○	○	

発電用原子炉施設の種類		設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 「7.3 品質マネジメントシステム計画開発」の適用有無	保安規定 「7.4 品質マネジメントシステム計画調達」の適用有無	備考
その他発電用原子炉の附属施設	非常用発電装置	可搬型窒素ガス供給装置発電設備	—*	燃料設備	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク	I	○	○	
					高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク	I	○	○	
					ガスタービン発電設備軽油タンク	I	○	○	
					タンクローリ	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
					非常用ディーゼル発電設備軽油タンク～燃料移送ポンプ入口配管分岐点	I	○	○	
					燃料移送ポンプ入口配管分岐点～非常用ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	I	○	○	
					高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	I	○	○	
					ガスタービン発電設備軽油タンク～ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点	I	○	○	
					ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点～ガスタービン発電設備軽油タンク払出口	I	○	○	
					軽油払出用ホース(外径 63mm : 2m)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
					給油用ホース(Φ 25 : 50m)	—	○	—	原子力部門外の部署が調達しているため、グレードは対象外である。
				発電機	発電機	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)	I	○	○
					励磁装置	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(励磁装置)	I	○	○
					保護継電装置	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(保護継電装置)	I	○	○
					原動機との連絡方法	原動機との連絡方法(可搬型窒素ガス供給装置発電設備)	I	○	○
その他の電源装置	電力貯蔵装置	無停電電源装置	—*	電力貯蔵装置	無停電交流電源用静止形無停電電源装置	I	○	○	
					125V 蓄電池 2A 及び 2B	I	○	○	
					125V 蓄電池 2H	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					125V 代替蓄電池	I	○	○	
					250V 蓄電池	I	○	○	
					主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	III	○	○	

注記* : 「—」は、該当する系統が存在しない場合、又は実用炉規則別表第二を細分化した際に、該当する設備区分若しくは機器区分名称が存在しない場合を示す。